二四	四三トン
二五	〇トン
二六	七、八五六トン
二七	二二、〇四六トン
二八	一一トン
二九	六〇二トン

二　関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成二十八年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一三	六、一一九、六九八トン
一四	一、一八六、七四一トン

○財務省告示第百九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、平成二十八年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る輸入基準数量は、平成二十八年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万四千三百三十九トン

ロ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十五万二千四百五十六トン

ハ　平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十三万六百四十二トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十七年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十万百三十トン

ロ　平成二十七年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十八万九千六百四十四トン

ハ　平成二十七年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二十六万七千九百六十二トン

2

関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十八年度につき次の各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十七年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　二万七百四十三トン

ロ　平成二十七年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　四万五千六十八トン

ハ　平成二十七年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万三百八トン

二　冷凍牛肉　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量

イ　平成二十七年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　三万千九百五十二トン

ロ　平成二十七年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　七万千二百八トン

ハ　平成二十七年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの協定対象外輸入数量に百分の百十七を乗じて得た数量　十万二千四百九十トン

○財務省告示第百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号及び第二項の規定に基づき、平成二十七年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量並びに平成二十八年度における輸入基準数量を次のように告示する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項第一号に規定するあらかじめ財務大臣が告示する数量は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる数量とする。

イ　平成二十七年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第一四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　二十一万四千六百九十八トン

ロ　平成二十七年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第二四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　四十三万三千三百五十三トン

ハ　平成二十七年度までの過去三年度における各年度の初日から同年度の第三四半期の末日までの豚肉等の輸入数量を合計したものの三分の一に相当する数量に百分の百十九を乗じて得た数量　六十五万六百七十トン

二　平成二十八年度における輸入基準数量　七十五万三千六百四十六トン

○財務省告示第百十一号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）及び関税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第三十一号）の施行に伴い、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第四号ニの規定に基づき、同号ニに規定する財務大臣が定めるところを定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「第一条の三」を「第一条の四」に、「第三条第五項第四号ニ」を「第三条第五項第六号ニ」に改める。

本則中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

○財務省告示第百十二号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）及び関税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第三十一号）の施行に伴い、関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）第一条の三、第八条、第十条及び第十一条において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第六項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類を定める件（平成十七年三月財務省告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

前文及び本則中「第一条の三」を「第一条の四」に改める。

○厚生労働省告示第百七十一号

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十条第二項の規定に基づき、国民年金の保険料を追納する場合に納付すべき額を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用することとしたので、同項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久